【住所・氏名等の変更】

Ｑ１９　本人や後見人の本籍・住所・氏名が変わりました。何か手続が必要ですか。

以下のとおり、裁判所及び東京法務局への届出（申請）が必要です。

裁判所へ届け出る場合の届出書は（７３頁、書式１１）に、東京法務局への登記申請の書式は（８０頁、書式１６）に掲載しています。

１　本人や後見人の住所が変わり、住民票を異動した場合

(1) 裁判所に対し、届出書及び異動後の住民票を提出

(2) 東京法務局に対し、住所の変更登記を申請

２　本人や後見人の住所（居所）が変わったが、住民票は異動していない場合

裁判所に対し、届出書及び新住所（居所）がわかるもの（施設入所契約書などのコピー）を提出

３　本人や後見人の氏名が変わった場合

(1) 裁判所に対し、届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出

(2) 東京法務局に対し、氏名の変更登記を申請

４　本人の本籍が変わった場合

(1) 裁判所に対し、届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出

(2) 東京法務局に対し、本籍の変更登記を申請

後見人の本籍が変わったとき

後見人の本籍の変更は、裁判所、東京法務局のどちらにも届け出る必要はありません。